

(様式第1)

## 疑義照会(回答)票

照会日 22年03月17日

照会部署名 旭川年金事務所 適用調査課

照会担当者 (専門役) 石塚 憲一

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

|             |    |
|-------------|----|
| 業務実施部署の長の確認 | 小平 |
|-------------|----|

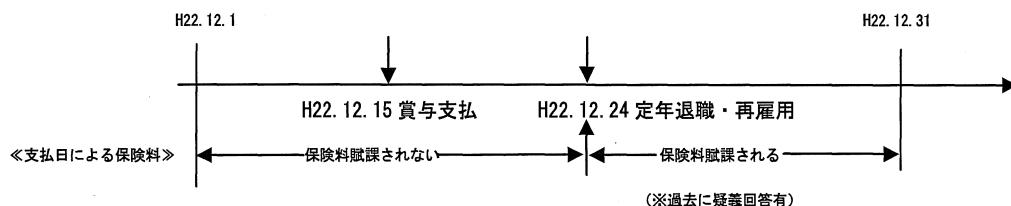
(案件)

|                    |                                                         |
|--------------------|---------------------------------------------------------|
| (受付番号)<br>2010-402 | 特別支給の老齢厚生年金受給権者が、月の途中で定年退職・再雇用された日以前の同月内に賞与が支払われた場合について |
|--------------------|---------------------------------------------------------|

(内容)

以下の事例の場合、賞与に係る保険料が賦課されず、厚生年金の支給基本額にも反映しないシステムになっておりますが、処理方法についてご教示ください。

- 特別支給の老齢厚生年金受給権者
- S 24. 12. 24 生で60歳誕生日の日でもって定年退職、同日再雇用。
- 定年退職、再雇用により、取扱い通知（H 8. 4. 8 付保文発第269号・庁文発第1431号）に基づき、資格喪失届及び資格取得届提出。同時に賞与支払届を提出。
- 賞与支払日：平成22年12月15日



《見解等》

特別支給の老齢厚生年金受給権者に限った取扱いとして、資格喪失届・資格取得届を提出させる取り扱いとして差し支えないとされているが、事実上の使用関係が消滅していないことから、保険料を賦課し、年金給付額にも反映すべきと考える。

【参考】

同様事例の定年・再雇用の日以後の賞与支払届に係る保険料賦課等については、過去の疑義照会で「事実上の使用関係が消滅したとは認められず、保険料賦課されるべき」との見解が出されている。

(回答日：H21.10.23)

(回答)

本件については、「「嘱託として再雇用された者の被保険者資格の取扱いについて(通知)」の一部改正について(通知)」(平成22年6月10日 保保発0610第1号・年年発0610第1号・年管発0610第1号)において、特別支給の老齢厚生年金受給者が、退職後に継続再雇用(定年再雇用含む)される場合は、事業主との使用関係が一旦中断したものとみなし、被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出することができるとしています。

このため、継続再雇用による資格喪失日前の同月に賞与が支給された場合については、当該賞与に係る保険料は徴収されず、年金給付額にも反映されません。

なお、継続再雇用による資格取得日以後の同月に賞与が支給された場合については、当該賞与に係る保険料を徴収し、年金給付額に反映されることとなります。

(健保法第156条、厚年法第19条、第43条、第81条)

回答日 平成22年10月26日

回答部署名 厚生年金保険部徴収企画指導G

回答作成者 金子 智彦

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

坂東

(軽微なものについてはグループ長)